

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年7月30日～2020年8月5日)

令和2年(2020年)8月7日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 モラヴィエツキ首相による憲法法廷へのイスタンブール条約の合憲性審査の要請 ドゥダ大統領とチヤスコフスキ・ワルシャワ市長の会談 ワルシャワ蜂起76周年記念式典の開催 最高裁判所による大統領選挙の有効性の確認 内閣改造に関するカチンスキ「法と正義」党首の発言 ドゥダ大統領による5年間の任期の総括 大統領の就任宣誓式の開催 一部自治体における新型コロナウイルス感染症に関する制限措置の再強化の発表 LGBTフリーゾーンに関する欧州委員会の反応 米国務省によるJUST法に基づく報告書へのポーランドの掲載 チャプトヴィチ外相とマケイ・ベラルーシ外相との電話会談 ペトリオット防空ミサイルシステム導入に伴う、米国での事前訓練の開始 在ポーランド米軍プレゼンス強化 仏欧州問題担当相のEU基金に関する発言とヤブウォンスキ外務次官による反論 米陸軍第5軍団司令部前方指揮所のポーランド配備決定 ポンペオ米国務長官のワルシャワ訪問の発表 チャプトヴィチ外相とウエフベ・レバノン外務・移民相との電話会談 ラトビア軍参謀長、ポーランド訪問 米国との強化防衛協力合意文書の署名日等に関するポーランド国家安全保障局長官の発言								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 26965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワで駐車違反の罰金が値上がり 治安機関、違法タバコ製造工場を摘発 正体不明の種子が送付される事案に対する注意喚起								
経済 政府、2030年までの生産性戦略を採択予定 EUの農業戦略に関するアルダノフスキ農業・農村開発大臣発言 観光払戻基金の設立構想 2019年の貿易収支 7月の購買担当者景気指数(PMI) PKN Orlen によるバイオガスプラントへの投資 アルストム(仏)によるカナダ鉄道会社買収 ポーランド競争消費者保護局による露ガスプロムに対する罰金 準高速道路(S1)の完成見通し リトアニアとのガスパイプライン相互接続の建設工事の契約に署名 風力発電法令関係動向 ポーランド鉱業グループ(PGG)関連動向 バイオマスの輸入に関するヴォシ環境大臣の発言 石炭エネルギー見通し								

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
年金受給者の現況届提出について
大使館広報文化センター開館時間
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治
内 政

モラヴィエツキ首相による憲法法廷へのイスタンブール条約の合憲性審査の要請【7月30日】

30日、モラヴィエツキ首相は、世界観に関する国家の中立性及び両親が自身の良心に従って子供を養育する権利におけるイスタンブール条約(女性に対する暴力と家庭内暴力の防止に関する欧州評議会条約)の合憲性を検討するため、憲法法廷に審査を要請する決定を下したと発表し、合憲性審査により、憲法の定める我々の共通の価値観に基づき問題が解決されると信じていると述べた。また、同首相は、イスタンブール条約に疑義を呈するあらゆる動きが暴力を許すことを意味するとの情報操作に対して明確に抗議すると述べた。

ドゥダ大統領とチシャスコフスキ・ワルシャワ市長の会談【7月30日】

30日、ドゥダ大統領は、大統領官邸にて、7月12日に大統領選挙の決選投票を戦ったチシャスコフスキ・ワルシャワ市長と会談を行った。ドゥダ大統領は会談後、勝敗関係なく象徴的な意味合いを示すために7月12日の決選投票直後の会談を望み、実現できず残念であったが、本日チシャスコフスキ市長と会えてうれしく思うと述べた。また、同大統領は、8月1日のワルシャワ蜂起の記念式典をはじめ、多くの実務的なテーマやポーランドの将来について協議し、落ち着いた会談であったと述べた。一方、チシャスコフスキ市長は、記者団の取材に対し、実務的な会談を行えてうれしく思うと述べ、選挙キャンペーン、報道の自由、地方自治体等の重要な問題につき議論したと明らかにした。また、同市長は、地方自治体の強化のため、最近の財源不足を踏まえて、地方自治体の税収入の拡大等に関する事業案をドゥダ大統領に手渡したとし、同大統領が地方自治体の弱体化につながるあらゆる法案への署名を拒否することを期待すると述べた。

ワルシャワ蜂起76周年記念式典の開催【8月1日】

1日、1944年のワルシャワ蜂起開始から76周年を迎え、蜂起が開始された17時に、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、ヴィテク下院議長、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長等の政府や国会、地方自治体の要人が、ポボンスキ墓地内の記念碑にて、蜂起参加者を追悼した。モラヴィエツキ首相は、ワルシャワ蜂起博物館で開催された記念式典にも出席し、我々はナチス・ドイツとの不平等な戦いに武器を持って立ち上がった蜂起参加者に多大なる感謝を抱き、戦火にあったワルシャワ、全ての犠牲者と生還者を想起すると述べた。また、同首相は、戦争の記憶は我々が今日の現実を理解するための基礎となり、未来へ進むためには過去を知らねばならず、当時のワルシャワ市民は望みのない状況下で平和を求め、独立したポーランドのために戦ったと述べた。

最高裁判所による大統領選挙の有効性の確認【8月3日】

3日、最高裁判所特別管理・公共問題部は、7月12日に決選投票が実施されドゥダ大統領が再選した大統領選挙の有効性を確認した旨発表した。今次大統領選挙をめぐるのは、最高裁に対して5847件の抗議申立てがなされ、審理の結果、そのうち93件の申立て事項の全体または一部が認定されたが、選挙結果への影響は認められないと判断された。4日、野党「市民連立」(KO)は、本発表を受け、大統領選挙の不正を検証する議員チームの結成を発表し、同チームの初会合は6日に実施される予定である。

内閣改造に関するカチンスキ「法と正義」党首の発言【8月5日】

5日、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首は、ポーランド国営通信(PAP)の取材に対し、内閣改造は9月または遅くとも10月初旬に実施すると述べ、モラヴィエツキ首相の続投を改めて表明した。同党

首は、内閣改造の最重要な点は意思決定プロセスの迅速化及び効率化であるとし、現在21ある省庁を12程度まで削減する意向を示した。また、連立与党の「合意」及び「連帯ポーランド」に割り当てられる閣僚ポストの削減可能性については、現在両党と連立協定の交渉を行っており、プロセスは容易ではないが、9月中旬に成功裏に終了することを期待していると述べた。

ドゥダ大統領による5年間の任期の総括【8月5日】

5日、ドゥダ大統領は、2015年からの5年間の任期の総括を大統領府のホームページに掲載し、社会保障、安全保障、外交、新型コロナウイルス感染症対策、経済開発等、様々な分野での功績を挙げた。社会保障分野では児童手当「ファミリー500+」、高齢者のための年金や医療プログラムに関する政策といった国家による家族支援につき言及し、安全保障分野では、NATOとの協力深化、軍事費の拡大や軍事装備の近代化によるポーランド軍の強化を評価した。また、外交分野では、三海域イニシアティブや国連の活動における協力への貢献を挙げたほか、トランプ大統領と行った多くの会談に触れつつ、米国との二国間関係の重要性を強調した。

大統領の就任宣誓式の開催【8月6日】

6日、国会において大統領選挙で当選したドゥダ大統領による宣誓式が行われ、二期目の任期が正式に開始された。同大統領は、宣誓後の演説にて、約2,000万人の有権者による選挙参加はポーランドの民主主義の偉大な勝利であるとし、自分の5年間の任期を評価し、強力で民主主義的な大統領の地位の二期目を与えてくれたポーランド国民に感謝すると述べた。また、同大統領は、国民に寄り添う大統領であり続け、家族、安全保障、労働、投資及び尊厳の5つを重要分野として挙げ、これらは伝統と近代化の融合するポーランドを象徴する分野であると述べた。

一部自治体における新型コロナウイルス感染症に関する制限措置の再強化の発表【8月6日】

6日、シュモフスキ保健大臣は、ポーランド南部を中心に感染者の多い9郡をレッドゾーン、10郡をイエローゾーンに指定し、8日(土)よりこれらの自治体で、集会の実施、飲食店や娯楽施設の営業など、一部制限措置を再強化すると発表した。同大臣は、国内の大部分では感染はそれほど拡大していないが、一部地域では追加的な制限措置が必要であるとし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)には従来の感染症に関する説が当てはまらず、極めて慎重に対応しなければならないと述べた。

外交・安全保障

LGBTフリーゾーンに関する欧州委員会の反応【7月30日】

7月30日、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、ポーランドのLGBTフリーゾーンに関連して、EUの諸条約は、欧州の全ての人々が、自分自身が何たるかを決め、自らが望む場所に住み、自らが選んだ人を愛する自由を保障するものであるとし、平等の連合を推進していくと述べた。LGBTフリーゾーンを宣言した自治体のEUとの姉妹都市協定申請を欧州委員会が拒否したことに対する同委員会の立場についての質問に答えたものである。また、欧州委員会の報道官は、結束政策基金を含むEU基金を受け取る政府当局及びその管理担当者は、EU基本憲章を含むEU法を遵守しなければならないと述べた。

米務省によるJUST法に基づく報告書へのポーランドの掲載【7月30日】

7月30日、米務省は、ポーランドがホロコーストに関する没収に対する補償や国内財産の返還について完全な立法措置をとっていないとして、無補償生存者正義法(JUST法)に基づく年次報告のリストに同国を掲載した。同報告書は、JUST法に基づき米務省が毎年連邦議会に提出しているもので、法的拘束力を有するものではなく、ポーランドの他に対応が不十分な国として、ベラルーシ、ウクライナ、クロアチア、ラトビア及

びロシアを列挙している。なお、同報告書は、ポーランドが段階的にこの問題について取り組んできた事実についても言及しており、2019年半ばの外務省のデータによれば、ポーランドは、1991年の立法により、284億ズロチが年金の形でホロコースト生存者に支給されたという。

チャプトヴィチ外相とマケイ・ベラルーシ外相との電話会談【7月31日】

7月31日、チャプトヴィチ外相は、マケイ・ベラルーシ外相と電話会談を行った。チャプトヴィチ外相はベラルーシの状況について聴取し、特に政治犯の釈放の必要性について注意を向けた。ベラルーシでは、8月9日に行われる大統領選を前に情勢が緊迫し、現職のルカシェンコ大統領の対立候補や有力候補の夫であるブロガーらが、ベラルーシ当局により拘束される事態となっており、市民の抗議運動が続いている。この問題については、ポーランド議会においても政府として何らかの対応をとるべきとの声が上がっていた。

ペトリオット防空ミサイルシステム導入に伴う、米国での事前訓練の開始【7月31日】

31日、ポーランド国防省は、第3防空ミサイル旅団が間もなく「ヴィスワ中距離防空ミサイル事業」の

一環として初期訓練を開始することを発表した。同訓練は、米国高射学校が計画するペトリオット防空オペレーター課程において行われ、ペトリオット防空ミサイルシステム導入事業である「ヴィスワ事業」の初の訓練となる。同事業は、2018年に第一段階目の契約が署名され、ポーランドは16機のペトリオットミサイル発射機及び200発以上のミサイルを調達することになっている。同システムは、戦場管理システム(情報共有システム)と統合される予定であり、2022年末までに配備される予定である。また、当初の作戦即応能力の獲得は、2023年末から2024年初頭に予定されている。

在ポーランド米軍プレゼンス強化【8月2日】

米軍がローテーション展開に使用する多くの施設が指定されている。ドラフスコ・ポモルスキエには、米ボ両軍が共同使用する戦闘訓練センター、ワスクには、ドローン部隊、ポヴィツには航空戦闘旅団、ルビニェツには、特殊部隊、ザガンには、旅団戦闘団が既に配備されている。全てのインフラ施設は、ポーランドの支出で近代化が行われる予定である。関係する財政負担のレベルは、依然として公開されていない。

仏欧州問題担当相のEU基金に関する発言とヤブウォンスキ外務次官による反論【8月4日】

4日、ヤブウォンスキ外務次官は、ボース・仏欧州問題担当相によるポーランドの法の支配とEU基金についての発言に対して反論した。同相は、フィナンシャル・タイムズのインタビューにおいて、ポーランド及びハンガリーの法の支配、報道の自由、平等といった基本的原則の尊重について批判しつつ、仏政府は、EUの基本的価値の尊重をEU基金へのアクセスのための条件とする強力な法の支配メカニズムのために努力すると強調した。これに対し、ヤブウォンスキ外務次官は、この発言は残念であり、仏政府が、コロナウイルス感染症蔓延時に、すべての一時的拘留を自動的に延長する措置をとったことについて言及し、そのような措置は、拘禁は裁判所の判決に基づかなければならないという原則に違反すると考えると主張した。

米陸軍第5軍団司令部前方指揮所のポーランド配備決定【8月4日】

4日、在ポーランド米国大使館が、米陸軍第5軍団司令部前方指揮所のポーランド配備への決定を発表した。同指揮所は、約200名規模であり、ローテーション展開を基本として、2020年10月以降の始動が予定されている。同指揮所の主任務は、作戦計画の策定、任務指揮の実施及び欧州におけるローテーション展開部隊の監督である。

ポンペオ米国務長官のワルシャワ訪問の発表【8月

5日】

5日、米国務省は、ポンペオ米国務長官がチェコ、スロベニア、ポーランド及びオーストリアを10日から訪問すると発表した。報道によれば、同長官のワルシャワ訪問は15日に予定されており、同日はワルシャワの戦い(Battle of Warsaw)100周年記念にあたる。

チャプトヴィチ外相とウエフベ・レバノン外務・移民相との電話会談【8月5日】

5日、チャプトヴィチ外相は、ウエフベ・レバノン外務・移民相と電話で会談し、ペイルート市で発生した大規模な爆発による被害者について哀悼と連帯の意を伝えた。また、同外相は、レバノンで救出活動を行うための捜索・救出チームを派遣する計画について伝えるとともに、緊急医療チームをレバノンに派遣し、救急に必要な薬剤及び医療物資を支給する用意がある旨表明した。外務省によると、レバノンはポーランドの人道・開発支援の優先度の高い国の一つであり、これまでも同国におけるシリア難民に対する支援や地域コミュニティにおけるプロジェクトが進行。ポーランドは、EUの経済強靱イニシアティブ(ERI)の最大の拠出国として難民支援を行っているほか、2019年からは、レバノンにおいてポーランド軍派遣部隊216名が国連のUNIFILに従事している。

ラトビア軍参謀長、ポーランド訪問【8月5日】

5日、ラトビア軍参謀長が、アンジェイチャク統合参謀長の招待に応じ、ポーランドを訪問した。両参謀長は、軍事分野における現在の課題及び脅威、並びにポーランド国内の同盟国軍のプレゼンスについて意見交換を行った。アンジェイチャク統合参謀長は、ポーランドが主導国となっているNATO即応構想の一環とする陸上旅団の編成へのラトビアの貢献に対して感謝の意を述べた。また、アンジェイチャク統合参謀長は、地域の安全保障に対して評価し、自国と同盟国、両方の意味合いで、NATO東方地域の強化の方向性について説明した。NATO前方強化プレゼンス・ラトビアへのポーランド軍派遣部隊についても議論が行われた。

米国との強化防衛協力合意文書の署名日等に関するポーランド国家安全保障局長官の発言【8月6日】

6日、ポーランド国家安全保障局(BBN)が、8月15日に米国との強化防衛協力合意(EDCA)文書に正式署名する可能性が高い事を発表した。ソロフBN長官は、ジェニク・ガゼタ・プラヴナのインタビューに答え、同EDCAは今後、下院と大統領による承認プロセスを経るとし、米国職員に対する管轄権等の問題については、他の同盟国との合意文書と類似したものであり、今後同EDCAが公表されるとして詳細な内容には触れなかった。また、第5軍団司令部前方指揮所がエルブロング(ポーランド北部、

NATO北東多国籍師団司令部の所在地)に配備されるのかとの問いに対しては、これを否定し、異なる

場所に配備されると回答した。

治 安 等

ワルシャワで駐車違反の罰金が値上がり【7月30日】

ワルシャワ市議会は、有料駐車エリアにおいて駐車券を購入せずに駐車した際に課す罰金を50ズロチから250ズロチに引き上げた。罰金は、7日以内に支払えば170ズロチまで減額される。本措置は、9月7日から適用される予定である。今回の値上げの理由について、同市当局は、罰金の金額は2003年からこれまで引き上げられてこなかったが、インフレや平均収入など基本的な経済指標が十分に成長したためであると説明した。

治安機関、違法タバコ製造工場を摘発【8月4日】

国家警察本部は、同本部中央捜査局及び国税局がマゾビェツキェ県内で稼働していた違法タバコ工場2か所を摘発し、ウクライナ人6名を含む計6名を逮捕した上、違法タバコ11トン分を押収したと公表した。製造ラインで使用された機械の中には、1日当た

り100万本のタバコを製造する能力を有する機械も含まれていた。

正体不明の種子を送付される事案に対する注意喚起【8月5日】

国家植物健康種子検疫所(SPHSIS)は、中国から正体不明の種子が包装された荷物が送られるという事案があるとして、こうした小包を受け取った人に対して、警察や各県危機管理当局に相談するよう呼びかけた。同検閲所は、そうした種子が含まれる小包を受け取った場合、当該種子を焼却するなど死滅させることが望ましく、絶対に植えてはいけないと強調した。本件について、国家警察本部報道官は、中国からの正体不明の種子に関する相談はまだ受けていないが、もしそうした小包を受け取った場合、最寄りの警察などに連絡してほしいと呼びかけた。

経 済

経済政策

政府、2030年までの生産性戦略を採択予定【7月30日】

閣僚評議会は、今年第3四半期に2030年までの経済開発の展望を定める「生産性戦略2030」を採択する予定である。同戦略の主目的は、気候中立・循環型・データに基づく経済という条件下で生産性を漸進的に増加させていくことであり、EUとの新たなパートナーシップ合意及び2021～2027年の多年度財政枠組(MFF)の下での事業に関する交渉の出発点となるものである。同戦略は、目標達成に向け、天然資源、労働・人的資本、投資、固定資本・金融資本、組織、知識、データ、国際化の分野を特定しており、主な効果としてポーランド企業のデジタル化や組織改革への支援が見込まれる。

EUの農業戦略に関するアルダノフスキ農業・農村開発大臣発言【7月31日】

農業は欧州において3番目に大きな温室効果ガスの排出要因となっている(全体の10%超)。このため、EUは農業分野の開発及び資金提供を気候政策及び環境保護と密接に関係付けることを意図しており、欧州グリーンディールの一環として欧州委員会が公表した「生物多様性戦略」及び「農場から食卓まで」戦略は野心的な目標を定めている。しかし、アルダノフスキ農業・農村開発大臣は、同戦

略はEUの農業生産を少なくとも20%減少させるであろうと指摘する。これらの戦略の実施に関する詳細は明らかにされておらず、また、欧州委員会が耕作面積を制限すること等により農家が被る損失をどのようにして補償するつもりなのかは不明である。同大臣は、様々な疑問点への回答が得られなければ、ポーランドの農業政策を正確に立案することは困難であると強調し、また、農業生産が減少した場合、欧州は食料安全保障を確保することができなくなり、EU基準を満たさない他大陸からの食料を輸入せざるを得なくなるとした。

観光払戻基金の設立構想【8月3日】

エミレヴィチ副首相兼開発大臣は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によりキャンセルとなったツアーの払戻に関し、政府は近日中に旅行業界への支援策を発表するとした。政府はEU基金を活用した観光払戻基金の設立を検討しているという。なお、キャンセルされたツアーの顧客への払戻は180日以内に行われるとされ、9月に同返金が始まる予定である。政府案では、同基金による支援(無利子融資)を受けた観光事業者は1年後に融資の返済を開始し、同返済金は将来同様の危機が発生した場合に備えて設立される観光支援基金の創設に活用することを想定している。

2019年の貿易収支【7月31日】

中央統計局(GUS)によると、2019年の輸入は約2,370億ユーロ(対前年比3.9%増)、輸出は約2,381億ユーロ(対前年比6.5%増)で、約12億ユーロの貿易黒字となった。

7月の購買担当者景気指数(PMI)【8月3日】

IHS Markitによると、7月の購買担当者景気指数(PMI)は52.8ポイントと、前月の47.2ポイントから大きく改善し、18か月振りに景気の拡大・縮小の分岐点である50ポイントを上回った。生産高及び新規受注の改善が大きく寄与し、新規輸出受注も2018年7月以来の増加を見せた。

ポーランド産業動向

PKN Orlen によるバイオガスプラントへの投資【7月29日】

国営石油会社PKN OrlenグループのOrlen Poludnieは、電気やバイオメタンを生成する20のバイオガスプラントの建設を検討しており、ポズナン大学や国立農業支援センター(KOWR)との協力書面に署名した。アルダノフスキ農業・農村開発大臣は、本件はポーランドの農業界における競争性を向上させるとともに、気候変動に関する目標達成にも貢献すると述べた。また、グリグラス国有財産副大臣は、本件は農業だけでなく経済全体にとっても重要なプロジェクトであると述べた。なお、同プラントは70億m³のバイオガスを生成すると見積もられており、これはポーランドの国内需要の3分の1に相当する。

アルストム(仏)によるカナダ鉄道会社買収【7月31日】

欧州委員会は、アルストム社によるカナダの鉄道会社Bombardier Transportの買収を承認した。承認の条件としてアルストム社は、2つの工場(仏鉄道工場、独生産工場)を売却することに合意した。この買収で同社は中国鉄道会社(CRRC)に次ぐ世界2位

の鉄道生産者となる。同社及びBombardier Transportは、これまで長期に渡りポーランドへ車両を供給してきた。

ポーランド競争消費者保護局による露ガスプロムに対する罰金【8月3日】

ポーランド競争消費者保護局(UOKiK)は、Nord Stream 2 ガスパイプラインプロジェクトに関する調査に協力がなかったとして、ロシアのガスプロムに対して2億3,100万ズロチ(約4,700万ユーロ)の罰金を科したと発表した。同罰金は、UOKiKの承認を得ずに進行している資金提供を目的とするコンソーシアム設立に関連している。これに関連してUOKiKは、ロシアのガスプロム、スイス(1社)及びオランダ(4社)の計6社を起訴したと発表した。

準高速道路(S1)の完成見通し【8月3日】

昨年10月に入札にかけられた、ポーランド南部のムィスウォヴィツェとビエルスコ・ビヤワを結ぶ約40キロの準高速道路(S1)建設計画の契約が完了した。当該準高速道路は、2023年に完成する予定である。

エネルギー・環境

リトアニアとのガスパイプライン相互接続の建設工事の契約に署名【7月29日】

天然ガス輸送事業者Gaz-Systemは、ポーランドとリトアニアのガス相互接続(GIPL)の建設工事に関する2つの最終契約に署名した。この契約によりGIPL南部のパイプラインの建設工事を請け負うコンソーシアムは、Gaz-Systemのガスステーションからマゾビェツキェ県の国境まで約72.5キロのパイプラインを建設する予定である。

風力発電法令関係動向【7月29日】

エミレヴィチ副首相兼開発大臣は、陸上風力発電の開発を制限する、いわゆる距離法の改正に関して、今年末までにまとめるべきであると述べた。風力発電所の建設に関しては、居住建築物から風車までの高さの10倍(約2km)以上離さなければ

ならない規則であり、自然公園、自然保護区等の2,000の区域等にも適用される。同副首相は、現行の規則が陸上風力発電への投資を阻害していることを認めた上、ポーランドは石炭依存の社会から脱却すべきであり、陸上風力発電についても、特定の条件であれば、法定距離を短縮することができるよう関連法案の改正を進めていると述べた。また、同副首相は地元自治体の受入れも重要であるとし、社会的な対話によりこのような投資が承認されるようになると述べた。

ポーランド鉱業グループ(PGG)関連動向【8月3日】

サシン副首相兼国有財産大臣は、ポーランド鉱業グループ(PGG)が国有財産省とともに再建計画を検討してきたが、労働組合の反対によりまとまらなかったことに言及した。その上で、新しい話合

いを始めたいと述べる一方、重大な変化の導入が重要であり、急ぐ必要はないと指摘した。さらに、再建計画は必要であるが、現在提案している物の代替案の提示は難しく、オープンな協議をしていくと述べた。

バイオマスの輸入に関するヴォシ環境大臣の発言【8月3日】

ヴォシ環境大臣は、エネルギー分野で使用される木材は海外から輸入するのではなく、ポーランド産を用いるべきだと述べた。同国にはエネルギー分野で利用できる木材があるとし、木材エネルギーに関する修正を議論している再生可能エネルギー源に関する法令に言及した。同大臣は250万トンのバイオマスがポーランドに輸入されており、その多くはオーストリア、ドイツやポーランドよりも東側の諸国から来ていると述べた。同大臣は、環境省がバイオマスの輸入を規制するかとの質問に対して、バイオマスの輸入はエミレヴィチ副首相兼

開発大臣が権限を有していることから、開発省と密接に協議していくと述べた。

石炭エネルギー見通し【8月3日】

サシン副首相兼国有財産大臣は、当地のインタビューに対し、EUの気候政策の急速な発展に驚いており、ポーランドの立場の再評価を余儀なくされたと述べた上、同国の石炭燃料によるエネルギー生産は遅くとも2060年に終了すると想定していると指摘した。同副首相兼国有財産大臣は、現在の市場スキームでは、2040年までは石炭によるエネルギー生産の資金調達が可能である一方、その後の代替エネルギー源として非石炭エネルギー部門に投資する必要があると述べた。また、それらのアイデアは2040年までのエネルギー政策(PEP2040)の一部であり、現在気候省により準備中であると述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機

関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

学校、大学の授業は停止されており、幼稚園、保育園の活動にも制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場では、屋外かつ1.5メートルの距離を確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、シヨールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。8月8日以降は、一部の地域において、公共の場におけるマスク着用義務が生じます。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発信いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【予定】「日本に恋して・スウプスク市の花見」【8月15日（土）～9月19日（土）】

スウプスクにて、スウプスク文化センター主催による『日本に恋して・スウプスク市の花見』が開催されます。日本映画の上映、日本文化と旅行に関する講演、様々なデモンストレーション（武道やお茶など）とワークショップ（料理や合気道など）が予定されています。映画の上映以外、入場は無料です。

主催：スウプスク文化センター

場所：スウプスク市のスウプスク文化センター、スウプスク文化センターの劇場「Rondo」と喫茶店「Herbaciarnia w Spichlerzu」など

詳細：<http://www.sok.slupsk.pl/index.php/pracownie/teatr-main/3831-zakochaj-sie-w-japonii-slupskie-hanami>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト（http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm）も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス（newsmail@wr.mofa.go.jp）